

契 約 書 (案)

支出負担行為担当官 大阪管区気象台長 榊原 茂記（以下「発注者」という。）と、
〇〇株式会社 代表取締役社長 〇〇 〇〇（以下「受注者」という。）は、下記の条項
により契約を締結する。

記

1. 契 約 件 名 洪水予報作業用クライアント撤去等
2. 品 名 及 び 仕 様 仕様書のとおり
3. 契 約 金 額 金 円
(うち消費税及び地方消費税額 金 円)
4. 契 約 保 証 金 免除
5. 納入又は履行期限 令和6年7月31日
6. 納入又は履行場所 仕様書のとおり
7. 代 金 支 払 方 法 検査合格後1回払
8. そ の 他 の 条 件 後記記載条件による。

上記契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自
その1通を保有する。

令 和 年 月 日

(発注者) 大阪府中央区大手前4丁目1番76号
支出負担行為担当官
大阪管区気象台長 榊原 茂記

(受注者)

〇〇株式会社
代表取締役社長 〇〇 〇〇

(契約の内容)

第 1 条 契約の内容は仕様書のとおりとする。ただし、天災地変その他やむを得ないときは、発注者と受注者とが協議の上、変更することができる。

第 2 条 仕様書に明記しない事項であっても、作業上必要欠くことのできないものが生じたときは、発注者の任命する監督職員の指示に従い、契約金額の範囲内で実施するものとする。

第 3 条 契約金額は、変更することができない。ただし、経済界の急激な変動その他やむを得ないときは、発注者と受注者とが協議の上、変更することができる。
もし、協議が成立しないときは発注者の意思に従うものとする。

(履行期限)

第 4 条 作業は期限内に履行しなければならない。ただし、天災地変その他やむを得ないときは、発注者と受注者とが協議の上、延期することができる。この場合受注者は作業完了の遅延が予想されたときは、すみやかに発注者に協議を求めなければならない。

2 前項の協議は、文書をもって行なうものとする。

第 5 条 作業の完了日は、第9条の検査を完了した日とする。

(搬入費用)

第 6 条 作業場所への材料及び工具等の搬入に要する費用は、すべて受注者の負担とする。

(特許権等の使用)

第 7 条 発注者は、この契約の履行にあたり、第三者の有する特許権、実用新案権又は意匠権にかかる特許発明、実用新案又は意匠の実施について責任を負うものとする。

(監督及び検査)

第 8 条 発注者は契約の履行について、発注者の任命する監督職員をもって、仕様書に定めるところにより監督し、検査職員が検査を行う。

第 9 条 受注者は、作業を完了させたときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受けた日から 10 日以内に受注者の立会いの上、作業完了を確認するための検査を実施しなければならない。

3 前項の検査において、発注者が通知したにもかかわらず受注者が検査に立ち会わないときは、発注者は単独に検査を実施し、その結果を受注者に通告するものとする。このとき受注者は、発注者の検査の結果に対し不服を述べることはできない。

- 4 受注者は、第2項の検査に合格しないときは、直ちに無償で他の良品と引き替え、若しくは修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合の再検査においては、第2項及び前項の規定を準用する。

第10条 受注者は、発注者の実施する監督及び検査に協力し、かつ、その必要な費用を負担する。

(代金の支払い)

第11条 受注者は、第9条第2項の検査に合格したときは、書面をもって代金の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に代金を支払わなければならない。

- 3 発注者がその責めに帰すべき理由により第9条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

第12条 代金の支払いにおける端数計算は、「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）」の定めるところによる。

(契約不適合責任)

第13条 受注者は、目的物について契約不適合責任を負うものとする。

- 2 発注者は、契約の内容に適合しないことを発見した場合は1年以内に契約不適合である旨を受注者に通知し、期間を定めて修補又は代替物の引渡しなど、履行の追完を請求することができる。

- 3 発注者は、前項の履行の追完に代えて又は追完と共に、受注者に対し損害賠償請求、契約の解除、代金減額請求を行うことができる。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第14条 受注者の責めに帰すべき理由により完了期限内に作業を完了することができない場合において、完了期限経過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、発注者は、受注者から損害金を徴収して完了期限を延長することができる。

- 2 前項の損害金の額は、契約金額から出来形部分に相応する契約金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額とする。
- 3 発注者の責めに帰すべき理由により、第11条第2項の規定による代金の支払いが遅

れた場合においては、受注者は未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(機密保持)

第15条 受注者は、本契約中に知ることができた発注者の業務上の秘密を第三者に漏洩または他の目的に利用してはならない。

(危険負担)

第16条 目的物の検収以前に生じた目的物の亡失、変形、消耗、破損等による損失はすべて受注者の負担とする。ただし、発注者の故意又は過失による場合はこの限りではない。

(契約の解除)

第17条 次の各号のいずれかに該当するときは、発注者は受注者に対し契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 契約締結に際し、受注者に不正があったとき。
- 二 受注者の責めに帰する事由により、発注者において契約完了の見とおしがたたないと認められたとき。
- 三 受注者若しくはその代理人又は使用人に不正があり、あるいは発注者の指示に従わないとき。
- 四 受注者が第8条に定める発注者の監督を拒否し、あるいは執行を妨げ、又は不正が発見されたとき。
- 五 第9条第4項の規定による、再検査に不合格であったとき。
- 六 受注者が解約を申し出たとき。
- 七 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき
 - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 本業務を実施するために必要となる資機材等の調達、その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を本業務を実施するために必要となる資機材等の調達、その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- ハ 発注者の都合により、契約の解除を必要とするとき。

第18条 契約の解除を申し込む場合は、文書をもってしなければならない。

（違約金）

第19条 発注者は、この契約の全部又は一部を解除した場合で、解除の理由が第17条第一号から第七号までの規定に該当するときは、解除部分に対する契約金額の100分の10に相当する金額を受注者から違約金として徴収するものとする。

ただし、同条第六号による受注者の解約の申し出が、発注者の責めに帰する事由による場合はこの限りでない。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第20条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（損害賠償）

第21条 受注者は、この契約が第17条第六号（発注者の責めに帰する事由による場合に限る。）又は同条第八号により契約が解除された場合で、受注者に損害が生じたときは、発注者に対しその損害の賠償を請求することができる。

2 前項に規定する損害賠償の請求は解除の日から30日以内の日に文書により行わなければならない。

3 第1項に規定する損害賠償の額は発注者と受注者とが協議して定める。

（権利義務）

第22条 この契約において、生じる権利もしくは義務を発注者の承諾なく第三者に譲渡又は承継させてはならない。

（一括再委託の禁止等）

第23条 受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わ

せてはならない。

- 2 前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

第24条 受注者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者に提出し、承諾を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

- 2 前項の規定は、受注者がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときには、適用しない。
- 3 第1項なお書きの規定は、軽微な変更該当するときには、適用しない。

第25条 受注者は、前条の承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、前条第2項の軽微な業務を除き、あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面（以下「履行体制に関する書面」という。）を発注者に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。

- 2 受注者は、前項の場合において、発注者が契約の適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

（その他）

第26条 この契約において、定めのない事項及び発注者と受注者との間に紛争又は疑義を生じた事項については、その都度発注者と受注者とが協議して定める。

第27条 この契約に関する訴訟は、大阪地方裁判所を管轄裁判所として行うものとする。